

平成 26 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 いすゞ自動車株式会社
代表者名 取締役社長 細井 行
(コード番号 7202 東証第 1 部)
問合せ先 総務人事部総務グループ
シニアスタッフ 堀井 達正
(TEL. 03-5471-1141)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 12 日開催の取締役会において、当社定款を下記に記載の通り変更することを決定し、これを平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 112 回定時株主総会に議案として付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、平成26年5月12日開催の取締役会において、当社株式の売買の利便性の改善と、それによる流動性の向上を図ることを目的といたしまして、株式の併合（2株を1株に併合）、単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）及び発行可能株式総数の変更（33億6,900万株から17億株に変更）を決定し、平成26年6月27日開催予定の第112回定時株主総会に付議することといたしました。発行可能株式総数及び単元株式数（1単元の株式の数）は、定款に定めがあるところから、この規定の変更を行います。さらに、この定款変更の効力発生に係る附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。（下線は変更部分です。）

現 行 定 款	変 更 案
第 6 条（発行可能株式総数） 本会社の発行可能株式総数は、 <u>33 億 6,900 万株</u> とする。	第 6 条（発行可能株式総数） 本会社の発行可能株式総数は、 <u>17 億株</u> とする。
第 8 条（1 単元の株式の数） 本会社の 1 単元の株式の数は、 <u>1,000 株</u> とする。 (新設)	第 8 条（1 単元の株式の数） 本会社の 1 単元の株式の数は、 <u>100 株</u> とする。 <u>附 則</u> <u>(効力発生日)</u> <u>本定款の第 6 条および第 8 条の変更の効力発生日は、平成 26 年 6 月 27 日開催の第 112 回定時株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日の経過後これを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成26年6月27日（予定）

定款変更の効力発生日 平成26年10月1日（予定）

4. その他、本日別途「株式併合、単元株式数の変更及び発行可能株式総数変更に関するお知らせ」を開示しております。

以上